

2014年度（平成26年度）第2回福山市入札監視委員会会議概要

1 会議名

2014年度（平成26年度）第2回福山市入札監視委員会

2 開催日時・場所

2014年（平成26年）11月26日（水）17時30分～18時20分
福山市役所本庁舎 議会棟3階 第5委員会室

3 出席者

| 委員 | 宮地委員長，大島委員，甲賀委員，小島委員 |
|-------|--|
| 関係部課長 | （市長部局） 建設管理部長，（教委）管理部長，環境部長，契約課長，建設政策課長，技術検査課長，施設課長，南部環境センター クリーンセンター担当課長 |
| | （上下水道局） 経営管理部長，工務部長，経理課契約担当課長，配水管整備課長，配水管維持課長，下水道建設課長 |

4 会議の概要

（1）2014年度（平成26年度）の契約状況について

契約課長から次のとおり説明を行った。

「2014年（平成26年）4月から10月までの市長部局分の入札件数は392件，落札率は88.80%，上下水道局分の入札件数は183件，落札率は87.35%であった。年度の途中ではあるが，2013年度（平成25年度）に比べて，福山市分が4.30ポイント，上下水道局分が2.58ポイント増加している。今年度から入札制度の改善ということで，最低制限価格の算定基準を見直し，電算基準最低制限価格における一般管理費を算入する率を引き上げたことが，増加の主な理由と考えられる。」

（2）抽出案件の審議

2014年（平成26年）4月1日から同年9月30日の間に開札を行った工事を対象に，委員が事前に抽出した案件について審議を行った。

- ① 福山市立赤坂小学校仮設校舎設置電気設備工事
- ② ごみ固形燃料工場プラント設備改修工事
- ③ 配水管布設工事（配整26-23）
- ④ 配水流量計設置工事

⑤ 円形管理設工事(都市第26-35工区)

(3) 入札及び契約手続の運用状況についての報告

- ・ 指名除外措置運用状況

2014年(平成26年)4月1日から同年9月30日の間に指名除外措置をした2事案2社の状況について、契約課長が報告を行った。

(4) 次回開催日時について

2015年(平成27年)5月下旬の予定

(5) 次回で審議の対象とする工事の抽出について

2014年(平成26年)10月から2015年(平成27年)3月までを対象とし、大島委員が担当する。

○ 抽出案件の審議内容

抽出されたそれぞれの案件について、案件の抽出を担当した委員が選定理由を説明し、関係職員がそれぞれ工事の概要・入札状況について説明し、委員からの質疑に対する回答を行った。

抽出案件に対する主な質疑応対は次の通りである。

| ① 福山市立赤坂小学校仮設校舎設置電気設備工事について | |
|-----------------------------|---|
| Q 1 | 建設管理部管轄の条件付一般競争入札方式のうち、99.2%と最も落札率の高かった案件である。参加者数は8社であるが、7社が失格となり、有効入札社数が1社のみである。失格者が多数となったことと、失格理由、ならびに、失格者が多数であるにもかかわらず非常に高い落札率であったことの要因を知りたい。 |
| A 1 | この工事は、校舎の耐震改修工事を実施するにあたり、職員室・校長室等の管理諸室の夏休み中の内部工事を実施するため、また放課後児童クラブは、土曜日も開設しており、工事中の騒音・振動等からの影響を避けるため、仮設校舎を設置し、その電気設備工事を行うものである。 失格者が多数となったことと、失格理由並びに非常に高い落札率であったことの要因については、入札参加者の多くが高い受注意欲から、最低制限価格付近での入札を行い、最低制限価格のコンピュータによる調整の影響などにより、7社が結果的に最低制限価格を下回り、失格になったものと考えている。 |

| ② ごみ固形燃料工場プラント設備改修工事 | |
|----------------------|--|
| Q 2 | <p>建設管理部管轄の随意契約方式のうち、99.9%と最も落札率の高かった案件である。本案件が99.9%という非常に高い落札率であったことの要因を知りたい。</p> <p>また、設備、機器類がメーカー独自の特殊なものであり、整備、メンテナンスにも特殊性がある事は理解できるが、他にも同様の案件が5件有り、いずれも98%を超える高落札率であった。同様の案件での高落札率は常態化しているのか。設備類の保守点検・整備等も含め、単一の業者以外には担当できないということか。またそのことが、高落札率の要因となっているのではないか。</p> |
| A 2 | <p>この工事は、ごみ処理施設のプラント設備の劣化や破損部位の改修工事であり、毎年施設の定期点検業務を実施するなかで、緊急度の高いものから整備の優先順位を定め、実施しているものである。</p> <p>特殊なプラント設備の改修であり、また、工事期間内は、工場を稼働させながらの施工となることから、運転管理を含めた工場全体の状況や既存設備に精通していなければ、適正な工事の履行と安全な運転管理を行うことは困難であるため、施設全体に精通している当該業者と随意契約したものである。</p> <p>設計価格は、整備工事項目ごとに、一般的な材料等は建設物価等の単価を採用し、特殊品や特殊工事については、機械材料の多くに汎用標準価格がないことから、業者から徴収した見積書を参考に精査し、単価を決定している。また諸経費等は、国の積算基準に基づき算出している。</p> <p>この設計価格を基に予定価格を設定しているが、今回の契約においては、当該業者が1回目及び2回目の見積金額では予定価格を上回っており、3回目で予定価格以内となったものである。</p> <p>随意契約において、今回の工事のように特殊品を使うものや特殊な工事においては、業者の見積もり等を参考に積算し、予定価格を設定するため、落札率は比較的高いものとなっている。</p> |
| Q 3 | <p>今回、3回目で予定価格の範囲に収まったということだが、1回目、2回目と3回目でオーダーする仕事の内容が変わったという訳ではないのか。</p> |
| A 3 | <p>随意契約では3回まで見積書の提出が可能であるが、当初の仕様書に基づく予定価格によって行っており、内容や予定価格が変わったわけではない。</p> <p>補足ではあるが、随意契約では予定価格を公表していない。</p> |
| Q 4 | <p>企業努力によって、予定価格以内に収まったということか。</p> |

| | |
|--------------------|--|
| A 4 | そうであると思われる。 |
| Q 5 | 設計価格の積上げについては、建設物価とメーカーの見積による積上げであり、メーカーの見積については特殊品であるから、このような結果になったという説明であったが、この特殊品というのは、1社しか取扱いのできないものなのか。それとも、数社が取扱っているものなのか。 |
| A 5 | 元々が特殊な機械であるので、施工した業者でないと取扱いができない。別の業者では見積ることが困難であるという面があるため、どうしてもメーカーの業者見積を参考にせざるを得ない。よって、1社の見積によるものである。 |
| ③ 配水管布設工事（配整26-23） | |
| Q 6 | <p>上下水道局管轄の条件付一般競争入札方式のうち、入札参加者数に対して失格者率が最も高かった案件である。</p> <p>43社の入札参加者に対して失格者が42社あり、有効入札者が1社のみであり、しかも落札率が91.1%とさほど低くなっていない。</p> <p>失格者が非常に多い事の要因と、最低制限価格の設定に問題はなかったのか知りたい。</p> |
| A 6 | <p>失格者数が多かった要因としては、工事の施工が比較的容易であることなど、入札参加者の高い受注意欲から、多くの者が最低制限価格付近で入札を行い、最低制限価格のコンピュータによる調整の影響などにより、多くの者が結果的に最低制限価格を下回り、失格になったものと考えている。</p> <p>また、最低制限価格の設定については、本市の建設工事最低制限価格事務取扱要領により算出しているもので、問題はないものと考えている。</p> |
| Q 7 | 案件①の説明でも言われたが、コンピュータによる調整の影響とは具体的にどういうことか。 |
| A 7 | <p>まず、建設工事最低制限価格事務取扱要領第3条に基づき、土木や建築といった工事の種類ごとに、基準価格をいったん算出する。その後、第4条に基づき、0%から1%未満の範囲内で、機械が任意に制限価格を算出する。それがコンピュータによるいわゆる調整ということになる。</p> <p>なぜこうしたかという点、最近官製談合といった話題が出ているが、基準価格という数字が外へ漏れた場合でも、コンピュータで揺らすことにより、最低制限価格が誰にも分からない形になるということで、5年ほど前からこのような制度</p> |

| | |
|-----------------------|--|
| | <p>にしている。</p> <p>Q 8 最低制限価格は開札時に明らかになるということか。</p> <p>A 8 コンピュータによる開札をしているため、開札の際にコンピュータで乱数等により最低制限価格を算出している。開札時にはじめて最低制限価格が決定される。</p> |
| ④ 配水流量計設置工事 | |
| Q 9 | <p>上下水道局管轄の条件付一般競争入札方式のうち、最も入札率が高く、入札参加者が2社と非常に少ない案件である。</p> <p>高落札率となった要因と、入札参加資格と、入札参加者が少なかった事情を知りたい。</p> |
| A 9 | <p>高落札率となり、入札参加者が少なかった要因については、本工事の設計金額における機器費の割合が、約85%を占めており、その機器は購入品であるため、工事費を削減する余地が小さく利益が少ないことから、高落札率となり、他社も応札を控えたものと推測される。</p> <p>また、入札参加資格については、施工実績は求めておらず、電気通信工事の年間平均完成工事高のみを求めており、問題はなかったと考えている。</p> <p>なお、入札参加可能な者は、最低14者はいることを確認していた。</p> |
| ⑤ 円形管埋設工事(都市第26-35工区) | |
| Q10 | <p>上下水道局管轄の随意契約方式のうちで、99.9%と最も落札率の高かった案件である。</p> <p>別途発注の工事との同時施工の必要性があり、競争入札に付する事が不利であることは理解できるが、99.9%と非常に高い落札率であった事の要因を知りたい。</p> |
| A10 | <p>この工事は、狭隘な道路に公共下水道管渠を埋設する工事である。</p> <p>道路には、配水管が2本埋設されており、下水道管を埋設するための必要な掘削断面を確保するためには、水道管の移設に高額な費用を要するものであるが、本市北部建設産業課発注の水路改良工事と同時施工することにより、水道管を移設せずに下水道管布設に必要な掘削断面を確保し、また移設費用も不要となるため、当該業者と随意契約したものである。</p> <p>落札率が高くなった要因については、本工事は、通常の下水道管を埋設する工</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>事と異なり、水路改良工事との同時施工や、幅 2.2m の狭隘な道路に、既に水道管が 2 本埋設されていることから掘削に時間を要すること、また、石綿セメント管の撤去など施工条件が厳しいため、高い落札率となったと考えられる。</p> |
| Q11 | <p>同時施工とのことだが、元の工事との施工時期の関係はどうなっているのか。下水道の工事については、工事期間が 2014 年 6 月 26 日から同年 10 月 31 日となっている。これは全て、元の工事より後に行っているということか。</p> |
| A11 | <p>北部建設産業課発注の工事は、本工事より早めの 6 月 2 日に契約しており、当初は 9 月までの予定であったが、現場の状況等もあり、現在は 12 月 26 日までに変更となっている。</p> <p>下水道の方が後から契約したものであるが、現場は同時に動いている。</p> |
| Q12 | <p>北部建設産業課の発注である水路改良工事は、今回の下水道管理設工事とは全くリンクせずに、別途発注で先行していたということか。</p> |
| A12 | <p>北部建設産業課の発注工事については、今年度、地元の要望により施工することとなったもので、昨年度に、事前の計画等の話はなかった。</p> <p>今回の工事箇所は、下水道管の埋設路線になっていたが、施工は困難だという認識であった。しかし、今回、水路改良工事を施工することとなったため、一緒に埋設も行ってはどうかとの提案を受け、非常に安価に埋設ができることから、発注したものである。</p> |
| Q13 | <p>場合によっては、市長部局と上下水道局とで事前に連携し、同時発注するというものも行っているのか。</p> |
| A13 | <p>道路の改良計画等については、予算見積時期にできる限り事前に情報をいただき、その中でリンクして発注できるものについては、予算化をするという調整をしている。</p> |

○ まとめ

抽出案件について、委員から付された意見はなかった。